

陳情第14号



陳情書

平成18年12月11日

松本市議会議長  
渡辺 聡 殿

寿児童育成クラブ  
父母会長 油井 正義  
松本市寿白瀬淵 2136-20

旭児童育成クラブ  
父母会長 若林 浩  
松本市岡田下岡田 1419-10

山辺児童育成クラブ  
父母会長 山田 修  
松本市里山辺 1198-1

「松本市放課後児童クラブ事業」における、受入れ対象児童に小学校5年・6年生も加えていただくことについて

陳情項目

- 1、平成20年度より実施案の「松本市放課後児童クラブ事業」において 旭町、山辺、寿地区は、受入れ対象児童に小学校5年・6年生も加えていただくこと。
- 2、「放課後児童クラブ事業」の運営につきまして、関係者と丁寧で継続的な協議を十分に行なっていただくこと。

以上2点について、議会として理事者に働きかけていただけますようお願い致します。

日頃より、市民のくらし向上のため、特に子育て支援策について尽力いただいていることに、心からの敬意を表します。

松本市では、今年6月に放課後児童健全育成事業の見直しの報道があり、松本市学童保育連絡協議会に参加する14の児童育成クラブ（学童クラブ）の父母会・指導員会は大きな期待とともに不安を抱えています。

10月下旬には、対象となっている旭町、山辺、寿の各地区の運営委員会と父母会に対して松本市からの説明会が行われました。

その中で、「一施設あたりの人数が多い」「職員の配置人数が少ない」「現在働いている指導員を継続雇用してもらえるのか」「父母会が運営に参画できるのか」など、子ども達が放課後や長期休みを過ごす生活の場である施設が安全で安心できるものになるのか、父母から多くの不安、要望が出されたことはご承知の通りです。

中でも特に切実なのは、「新しい放課後児童クラブは対象児童を1～4年生に限定し、5・6年生を対象としていないこと」です。

5・6年生を受け入れない理由としては、「一部の施設だけ5・6年生を受け入れると公平・平等に反すること」「5・6年生は自立できる年齢であり自分の考えでどこにでも行けること」「市の財政が厳しいこと」などをあげています。

現在6年生まで保育を行っている旭町、山辺、寿の3つの児童育成クラブの親たちからは「5・6年生の行き場がなくなってしまう。」との大きな不安と不満の声が沸き起りました。

それに対し、松本市からは「もっと全市的な要望にならないと変更できない」とする回答が出されました。

以上のような経過の中で旭町、山辺、寿の3つの児童育成クラブの父母会・指導員会で改めて、緊急性のある「5・6年生も対象児童にすること」「運営内容についても、引き続き丁寧で継続的な協議の場を持つこと」を課題として確認しました。

松本市が新しく提案される「放課後児童クラブ」が、松本市の3Kプランとも合致し、「笑顔あふれる子育てのまち」「安心して子育てができるまちに」を実現するためのひとつの施策となることを願い、また昨今増加している子どもを取り巻く危険な事件から少しでも子どもを守ること、また親たちが安心して働き続けられるという点からも、ぜひこの点を汲んでいただけますよう、以下のように陳情することに致しました。

是非、こうした私たちの声を真摯に受け止めていただき、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

## 陳 情 の 趣 旨

放課後児童健全育成事業（学童保育）には、共働き・一人親家庭などの小学生の放課後及び土曜日や春・夏・冬休みなどの学校休業日の生活を保障し、そのことを通して親が安心して働き続けることとその家族の生活を守るという役割があります。

学童保育は仕事と子育ての両立のためには欠かせない施策としてこれまで発展してきました。学童保育は働く親を持つ子ども達の毎日の遊びおよび生活の場ですから、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活が保障され、あわせて子どもの成長、発達段階に見合った適切な指導・援助が行われてはじめて、その役割を果たすことができます。

この役割を担った松本の児童育成クラブ（学童クラブ）は小学校1年から6年生までを対象として受け入れ、子ども達が放課後および長期休みを充実して過ごすことで、働くことと子育てを両立したい親たちの願いを実現してきました。

5・6年の保育は1年から6年生までの異年齢集団による学童期における豊かな子ども同士の交わりと遊びを保障するもの、また子ども達の成長を保障する場にもなっています。このことに喜びを感じている子ども、父母も多いのです。

また高学年による遊び文化の伝承（コマ、百人一首など）、館外保育での下級生への心配りは川遊びや山登り、夏のキャンプ、松本城などへのお出かけを可能にしたり、集団のリーダーとしての心の成長を図る大切な場となっております。

この度提案のあった「放課後児童クラブは5・6年生を対象としない」と説明を受けました。5・6年生は、確かに行動範囲は広がりますが、思春期の入り口に立つ子ども達にとってはまだまだ大人の見守りの中で自立していくことが大切です。また凶悪事件の加害者被害者ともに低年齢化し社会問題となっております。このような時代に、高学年だからといって在籍を認めずに行き場を失うことに子ども達自身も保護者も危機感を持っています。この点については母子、父子家庭にとってはより深刻です。さらに、夏休み等の長期休みの子どもの過ごし方を考えると本当に不安でなりません。

地域の特性を考えますと、旭町では児童センター自体がなく留守家庭高学年の放課後の居場所がありません。また、寿と山辺では学区が広く、特に山辺では山間部にまで広がっている事情から、双方とも児童センターはありますが、高学年の子どもがいったん帰宅し遊びの場としての児童センターを利用するのは時間的に難しいと思われまます。

厚生労働省も各都道府県・中核都市あての課長通知（平成13年12月20日付け）で、放課後児童健全育成事業の対象児童について「4年以上も積極的に受け入れるよう配慮されたい」との基本的立場をしめしており、全国的に見ても千葉県や埼玉県など5・6年生を受け入れている自治体も少なくありません。

この点に関しては、これまでの松本市での築き上げてきた貴重な実績が後退する事になってしまいます。よって、上記のように陳情します。

以上